平成２２年（フ）第８１９４号
大阪府高槻市富田町４丁目13番８号
債務者　山村　明保
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２０５号
大阪府八尾市恩智南町３丁目138番地の８
債務者　吉本喜美子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５８号
徳島県徳島市八万町大坪173番地の２　山中アパート１Ｆ
債務者　坂辻　考則
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８１号
長崎県長崎市小江原１丁目４番１号、旧住所長崎県長崎市青山町13番43号　青山ビル305
債務者　松木　眞弓
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
長崎県長崎市辻町４番25号　片岡アパート307号室
債務者　岩松美由子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１８号
長崎県長崎市扇町11番14号　多田ビル302号
債務者　富永　正雄
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
長崎県長崎市若竹町33番１―208号
債務者　橋口　朋子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
長崎県長崎市白木町７番12号　Ｍフラット　Ｉ―102、旧住所長崎県長崎市田上１丁目20番１号　201
債務者　堀田　恭子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
長崎県長崎市磯道町78番地１　県営住宅磯道団地Ｂ棟403
債務者　中山　安子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３６号
熊本市御領１丁目２番165号
債務者　池永　優子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６９４号
熊本県合志市合生2436番地４
債務者　松永　國江
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６９５号
熊本県合志市合生2436番地４
債務者　吉野　利枝
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７７８号
熊本市田井島２丁目１番32―102号
債務者　木下千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５７７号
大分県由布市湯布院町川北2097の１番地
債務者　佐藤　康之
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７号
北海道岩見沢市美園２条２丁目１番２―404号　市営住宅２号棟404号室
債務者　能代谷明美
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１５８号
北海道岩見沢市六条西４丁目２番地16
債務者　斎藤　　愛
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１６２号
北海道岩見沢市３条西16丁目１番地１　市営住宅１号棟304号室
債務者　佐藤千恵子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１６４号
北海道夕張市清水沢１丁目34番地
債務者　藤野　　貢
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部